

毎週火・金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百三十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 實施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

- ◆ 告示
- ◆ ひな白痢検査の実施
- ◆ ピロプラズマ病検査等の実施
- ◆ 健康保険法の規定による保険薬剤師の登録
- ◆ ピロプラズマ病検査等の実施
- ◆ 建設業者の登録
- ◆ 土地改良区の設立認可
- ◆ 土地改良区の役員の就退任
- ◆ 教委告示
- ◆ 臨時教育委員会の招集
- ◆ 公安告示
- ◆ 風俗営業取締法の規定による聴聞会の開催
- ◆ 催正
- ◆ 公告
- ◆ 昭和三十六年度保母試験合格者
- ◆ 昭和三十六年度クリーニング師試験合格者
- ◆ 正誤訂正

別表

十月	三日	三十日	二十九日	二十八日	鳥取市菖蒲	神垣
四日	行徳	堀越	古海	宮谷	薬師寺	長柄
	湖山					川下町
						三軒屋
						佐々木
						中岡村、富吉、田
						木村、坂本、山
						形
						下
						星見
						星見
						村上、奥村
						星見、山根
						鰐野

鳥取県告示第五百三十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

別表一 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日

実施区域

実施場所

九月二十五日 岩美郡岩美町蒲生地区 洗井家畜検査場

二十六日

二十七日

二十八日

二十九日

三十日

十一月

二日

三日

四日

五日

六日

七日

八日

九日

十日

十一日

十二日

岩美郡国府町塙本

大茅区

雨滝

大石

中河原

上地

岩美郡国府町塙本

大茅区

雨滝

大石

中河原

上地

岩美郡国府町岡益

福田、磯江

前島種鶏場

家根

岩美郡岩美町太田

吉田

田村、山根

船越礼、船越作

小松、新

吉田

藤森、前田

福田、香川

別表二 ひな白痢検査

実施期日

実施区域

実施場所

九月二十七日

鳥取市菖蒲

吉田

岩美郡岩美町太田

吉田

鳥取市湖山

吉田

六日

七日

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

二十六日

十四日 岩美町岩井地区 宇治

十五日 岩井

十六日 白地

十七日 真名

十八日 神護

十九日 恩志

二十日 本庄

二十一日 高山

二十二日 太田

二十三日 大谷

二十四日 岩本

二十五日 平野

二十六日 岩本

二十七日 岩本

二十八日 岩本

二十九日 岩本

三十日 岩本

三十一日 岩本

三十二日 岩本

三十三日 岩本

三十四日 岩本

三十五日 岩本

三十六日 岩本

三十七日 岩本

三十八日 岩本

三十九日 岩本

四十日 岩本

四十一日 岩本

四十二日 岩本

四十三日 岩本

四十四日 岩本

四十五日 岩本

四十六日 岩本

四十七日 岩本

四十八日 岩本

四十九日 岩本

五十日 岩本

五十一日 岩本

五十二日 岩本

五十三日 岩本

五十四日 岩本

就任した役員の氏名及び住所	桑本 大番 桑野	米蔵 寅藏 寿治	生田 岡田 秋喜
理事	早川 山本 野儀	忠篤 寿雄 久市	倉吉市河原町
	前田 森 斎江	清蔵 竹藏 知行	福守
	熊谷 山根 桑本	久市 末秋 米蔵	生田
	大番 木田 高見 山本 木田	中田 上古川 石塚 生田	福山
桑野	寅藏 吉蔵 信二	北野 大鴨 小鴨	上古川
大番 木田 高見 山本 木田	吉蔵 信二	北野 大鴨 小鴨	岡田
桑野 寿治			秋喜

鳥取縣告示第五百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

鳥取県公報		昭和三十六年九月二十二日	鳥取県知事 石破二朗
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、		次のとおり建設業者登録簿に登録した。	
昭和三十六年九月二十二日		鳥取県知事 石破二朗	
登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 摘要		鳥取県知事登録 （と）第七六五号 昭三六、一五 本池建設 米子市大篠津町一六九〇の一 本池義光 建築工事	
鳥取県告示第五百三十七号		昭和三十六年九月二十二日	鳥取県知事 石破二朗
鳥取市高住、森岡祐太良ほか十四人の者から申請のあつた高住土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定により昭和三十六年九月十		鳥取県告示第五百三十八号	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八

昭和三十六年七月三日総代会において選挙の結果、当選し八月九日就任、任期三年

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年九月二十二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

小田 大吉

一日時 昭和三十六年九月二十五日 午後一時

二場所 鳥取県教育委員会 会議室

三議題 1 公立学校長人事について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

鳥取県公安委員会告示第二十二号
風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

本籍地 米子市道笑町二丁目二〇四
住所地 フ 富士見町二丁目三二
浜本 豊

二聴聞の期日

昭和三十六年十月十一日午後一時から

三聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

鳥取県公安委員会告示第二十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

公 告

二聴聞の期日

昭和三十六年九月二十二日 午後一時から

三聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により施行した昭和三十六年度保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年九月二十二日

全科目合格者

富村 幸江	西山 和子	小原 淑子
山本 純子	岩田 花江	森本 弘子
舟木寿美恵	仲矢喜代子	清水 幸子
福沢 倫子		
井上 早苗	三沢 貴子	木村 夏美
安藤満智子	林 美枝	奥山 昌子
芳賀 民子	平井八重子	佐藤 淑子
橋谷美恵子	安藤 幸子	小沢 広子
吉田 礼子	山本すなを	坂田 久枝
上田 芳子	田中 磐江	清水 智熙
宮岡佐乃	井本 節子	山田惠美子

昭和三十六年度クリニシング師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石破 二朗

受験番号 氏名

受験番号 氏名

正 誤

昭和三十六年八月八日付け鳥取県訓令第八号中次の箇
所について誤りがあつたので訂正する。

頁

誤

正

タウ	タウ
郡家	郡家

タウ	タウ
八頭	八頭

- | | |
|-----------|----------|
| 一 鶩見 幾雄 | 二〇 加藤 寿男 |
| 三 森田 博之 | 二一 佐々木秀男 |
| 四 新井 優 | 二二 秋里 一美 |
| 五 金子 稔 | 二三 森上 弘 |
| 六 松本 和利 | 二四 片岡 清邦 |
| 七 内田 和利 | 二五 安田 将之 |
| 八 児島 博文 | 二六 国政 浩嗣 |
| 九 中島 久夫 | 二七 加藤 清二 |
| 一〇 玉谷 邦祐 | 二八 米村 昇 |
| 一一 長尾 貢 | 二九 市場 弥生 |
| 一二 德田 輝一 | 三〇 小倉 二郎 |
| 一三 山本 克行 | 三一 中井つね代 |
| 一四 中田 利雄 | 三四 宇山 忠恒 |
| 一五 山本 小夜子 | 四一 浜田 雪次 |
| 一六 福安 幸光 | 四二 小西 英樹 |
| 一七 若林 光男 | |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 [定額] 一部月額二二〇円 (附送料共) 所